

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17年（2005年）3月に制定した「宇都市環境保全条例」に基づき、平成22年（2010年）3月に「第二次宇都市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、近年、地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響など、地球規模での新たな課題が顕在化しており、国内外において持続可能な社会の構築に向けた機運が高まっています。

「第三次宇都市環境基本計画」は、「第二次宇都市環境基本計画」の成果と課題を踏まえた上で、近年の大きな課題となっている脱炭素社会への移行や、循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的要請に対応することを目的に策定するものです。

2 環境をめぐる国内外の動向

① 第五次環境基本計画

平成30年（2018年）4月に、国の「第五次環境基本計画」が策定され、「目指すべき持続可能な社会」の姿として、「地域循環共生圏」の創造が示されました。これは、各地域がそれぞれの特性を生かした自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し、支え合う考え方を示したものであり、「持続可能な開発目標（SDGs）」に対して、環境面からアプローチし、「環境・経済・社会を統合的に向上」させるためのビジョンです。

② 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において目標として掲げられたものが、「持続可能な開発目標（SDGs）」です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。我が国においても、平成28年（2016年）5月にSDGsの推進本部を立ち上げ、特に日本が優先して達成を目指す8つの分野等を定めたSDGs実施方針を策定して、その実現に取り組んでいます。



③ 気候変動対策の現状

平成9年（1997年）に採択された京都議定書に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27年（2015年）にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は世界の温室効果ガス排出量の55%以上を占める55か国以上の締約国が批准して、平成28年（2016年）に発効し、日本も同年11月に批准しています。国においては、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を目指して、地域脱炭素ロードマップを策定し、2050年までに脱炭素で、持続可能な活力ある地域社会を実現するとしています。

④ 海洋プラスチックごみ問題

令和元年（2019年）6月に開催されたG20大阪サミットでは、気候変動等と並ぶ地球規模の環境課題として、海洋プラスチック問題がクローズアップされました。採択された「G20大阪首脳宣言」には、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が盛り込まれ、深刻化する環境への影響に主要国が共同で取り組む意思が示されました。

我が国においても、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、プラスチックごみの発生抑制と資源循環を総合的に推進する取組が進められており、令和3年（2021年）3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定されています。

3 計画の位置づけ

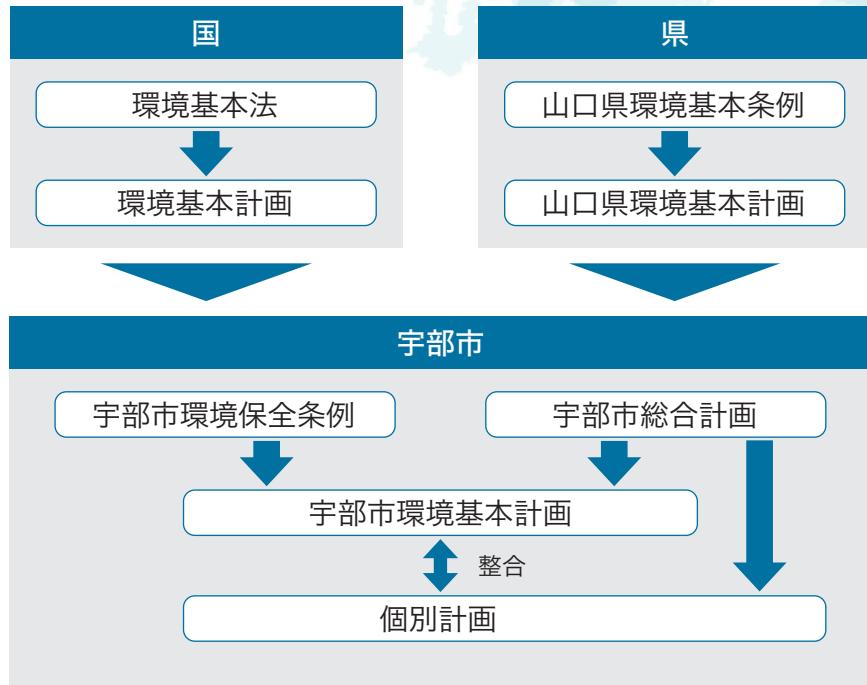
本計画は、宇都市環境保全条例第8条の規定により、環境行政のマスタープランとして、今後の本市における環境の保全等に関する長期的な目標とその実現のための施策の大綱を示すものです。

また、本市の最上位計画である「第五次宇都市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するための計画であり、各部局の環境保全に関する諸施策間の連携を図り、施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

本計画の策定に当たっては、国や県の環境基本計画等の内容を踏まえるとともに、本市の関連計画との整合を図っています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「宇都市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

■図1



4 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、地球環境、生活環境、自然共生、資源循環、地域環境力の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

対象分野	対象範囲
地球環境	地球温暖化、気候変動適応、再生可能エネルギー、省エネルギー など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、緑地、水辺、景観 など
自然共生	海域、河川、湖沼、森林、生物多様性 など
資源循環	ごみの削減・適正処理、分別・再資源化の推進 など
地域環境力	環境教育、環境学習、環境活動、連携・協働 など

5 計画の期間

本計画の期間は、第五次宇部市総合計画に合わせ、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

また、本計画の中間に当たる令和8年度（2026年度）を目途に、計画の見直しを検討します。

その他、社会経済情勢や環境問題の変化などにより、見直しの必要が生じた場合は、柔軟に対応するものとします。

